

派遣法改正「均等均衡待遇制度」に関するご案内

「派遣労働者の均等均衡待遇制度」は、派遣先の通常労働者（無期雇用フルタイム）と派遣労働者との不合理な待遇差を解消することを目指すための制度です

施行日：令和2年4月1日

■ 待遇の決定方法 ■

派遣労働者の待遇について、以下のいずれかを確保することになります

- 【派遣先均等均衡方式】 派遣先の通常の労働者との均等均衡待遇
- 【労使協定方式】 一定の要件を満たす労使協定による待遇

■ 派遣先均等均衡方式の待遇 ■

派遣先の通常労働者（比較対象労働者）との均等均衡な待遇が適用されます

※みなさんの給与が、現在の給与額（時給）から変更することがあります

■ 労使協定方式の賃金の基準 ■

①職種 ②職務内容（業務内容と責任程度） ③地域 に応じた一般労働者の平均的賃金額（厚生労働省決定）に基づいて締結された労使協定によって、みなさんの賃金が決定されます

※みなさんの額面の給与が、現在の給与額（時給）から変更することがあります

■ 労使協定方式のその他の待遇 ■

【通勤交通費】 一般労働者との平均額、または当社正社員との均等額が支給されます

【賞与制度】 支給時に在籍している派遣労働者に半期ごとに賞与が支給されます

【退職金制度】 在籍3年以上の派遣労働者の退職時に退職金が支給されます

【福利厚生】 当社正社員との均等均衡な待遇が適用されます

■ 労使協定方式の賃金の基準 ■

みなさんの待遇が定められた「労使協定」は当社ホームページで確認できます